

## 大会委員会規程

(昭和 49 年 11 月 28 日 制定)	(昭和 53 年 9 月 25 日 一部改正)
(昭和 59 年 9 月 25 日 一部改正)	(昭和 60 年 6 月 24 日 一部改正)
(昭和 62 年 2 月 23 日 一部改正)	(平成 3 年 4 月 23 日 一部改正)
(平成 5 年 7 月 26 日 一部改正)	(平成 7 年 4 月 17 日 一部改正)
(平成 7 年 7 月 24 日 一部改正)	(平成 12 年 4 月 24 日 一部改正)
(平成 13 年 5 月 31 日 一部改正)	(平成 18 年 9 月 11 日 一部改正)
(平成 25 年 9 月 24 日 一部改正)	(平成 26 年 6 月 5 日 改正)
(平成 26 年 9 月 16 日 改正)	(平成 28 年 4 月 19 日 改正)
(平成 28 年 5 月 17 日 改正)	

### (委員会目的及び任務)

- 第 1 条 本会規則第 36 条に規定する大会（以下、総合大会と称する）を企画・運営する定常業務及び総合大会の在り方を検討することを目的に大会委員会を置く。
- 第 2 条 大会委員会は、規則第 37 条に規定するソサイエティ大会並びにグループ大会間の連絡・調整を行う。
2. ソサイエティ並びにグループは、規則第 37 条に規定するソサイエティ大会あるいはグループ大会等を開くに当たり、それぞれが単独または他団体と開催するものを除き、複数ソサイエティ及びグループが毎年一回定期的に合同開催するソサイエティ大会（以下単に、ソサイエティ大会と言う）については、その企画・運営を大会委員会に委任するものとする。
- 第 3 条 大会委員会は、総合大会及びソサイエティ大会に関連する事業を適切に実施するものとする。

### (委員会組織)

- 第 4 条 大会委員会は常置とし、委員長 1 名（学術強化担当の前任副会長）、副委員長 1 名（学術強化担当の後任副会長）、幹事 2 名（企画理事）及び委員（後任会計理事 1 名、各ソサイエティから 2 名（理事会で複数ソサイエティでの共同運営が認められている場合は、当該ソサイエティ共同運営で 2 名とすることができる）、グループから 1 名、総合大会並びにソサイエティ大会をそれぞれ担当する委員 3 名（第 5 条に規定するプログラム委員会から委員長、実行委員会から委員長及び委員 1 名））を以って組織する。
- 第 5 条 大会委員会に以下の委員会を置く。また、大会事業の円滑な運営を図るため、大会委員長は大会委員会の決議を経てその他の必要な委員会を置くことができる。
2. プログラム委員会は、総合大会及び必要に応じてソサイエティ大会に置かれ、当該大会の方向付けを行い、魅力的なものとする様々な企画を行うもので、委員長、及び委員（大会委員会幹事 1 名、各ソサイエティ及びグループの大会委員各 1 名（理事会で複数ソサイエティでの共同運営が認められている場合は、当該ソサイエティ共同運営で 1 名とすることができる）、委員長が指名する委員）を以って組織する。委員長は、開催大学あるいは開催地となる支部が推薦し、大会委員会の議を経て決定する。
3. 実行委員会は、総合大会、ソサイエティ大会の円滑な実施を行うもので、委員長、委員長が指名する委員を以って組織する。委員長は、開催大学が推薦し、大会委員会の議を経て決定する。
4. プログラム編成委員会は、総合大会、ソサイエティ大会の公募セッションのプログラムを編成するもので、委員長 1 名（前任企画理事）、幹事（後任企画理事）、並びに各ソサイエティ及びグループ選出のプログラム編成委員を以って組織する。

第6条 大会委員会委員長並びにプログラム委員長は、各ソサイエティ会長及びグループ運営委員長へ大会の一環としての特別企画等を依頼することができる。

第7条 大会委員会委員長は、実施した総合大会、ソサイエティ大会及びその関連事業の決算を理事会に報告する。

(委 嘱)

第8条 大会委員会委員長、副委員長、幹事及び委員は、理事会の承認を経て会長が委嘱する。

2. プログラム委員会、実行委員会の委員長及び委員、プログラム編成委員会の委員等は、大会委員会の決定に基づき会長が委嘱する。

3. 大会委員会に置いたその他の必要な委員会の委員長 及び委員等についても前項と同様とする。

(任 期)

第9条 大会委員会委員長、副委員長、幹事及び委員の任期は、学会役員役職として就任した場合は、その役職に就任した日からその役職の任期満了日までとする。各ソサイエティ及びグループ選出の委員の任期は、各ソサイエティ及びグループにおける役職在任期間とする。また、総合大会並びにソサイエティ大会を担当する委員の任期は、委嘱されたときから当該総合大会あるいはソサイエティ大会の事務報告の終了までとする。

2. プログラム委員会、実行委員会の委員長及び委員の任期は前項に準ずる。

3. プログラム編成委員会及びその他の必要な委員会の任期は、別に定める。

(経 理)

第10条 大会に関する収支は、独立採算とする。

(付 則) 平成26年6月5日改正

本規程の改正は、平成26年6月5日から適用する。

(付 則) 平成26年9月16日の改正は、改正日から適用する。

(付 則) 平成28年4月19日改正

本改正は、平成28年4月19日から施行する。

(付 則) 平成28年5月17日改正

本改正は、平成28年5月17日から施行する。